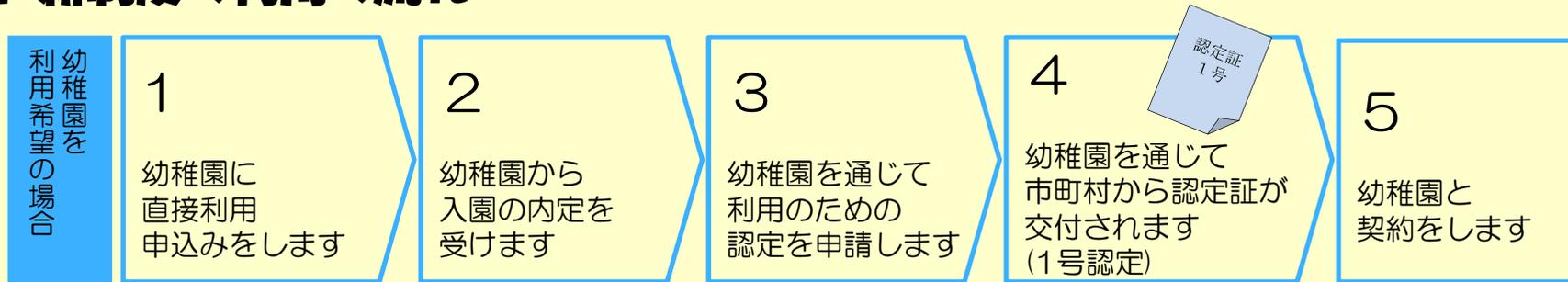


子ども・子育て支援新制度 (公立幼稚園) について

公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢は取り得ない。 ➡ 平成27年4月から新制度に基づく公立幼稚園へ移行

1 新制度の利用の流れ



1号認定 教育標準時間認定

〈要件〉
特別な要件無し
(満3歳以上)

〈利用先〉
(幼稚園)

※新制度に入らない私立幼稚園もあります。新制度に入らない私立幼稚園の利用の手続きや保育料は今までどおりです。

2 新制度の利用者負担

【新制度導入前】

- ①入園料 8,000円/回
- ②保育料 5,900円/月 年額70,800円
(月途中で入退園した場合も月額徴収)

※一旦、一律の保育料を徴収後、当年度の所得(市町村民税額)に応じて保育料を減免

【平成27年4月新制度導入以降】

保育料

- ①入園料 原則: × (所得に応じた利用者負担額を毎月徴収)
- ②保育料 各市町村が設定
(月途中で入退園した場合、日割り計算→月20日を基本として計算)

※市町村ごとに定める所得に応じた保育料
※毎年9月が保育料の切り替え時期
(8月以前は前年度の所得、9月以降は当年度の所得により決定)

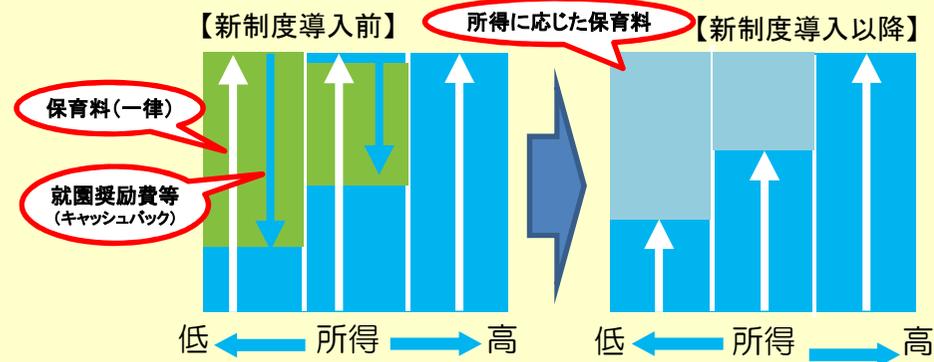
H26年度就園奨励費による減免後保育料(下段年額)

階層区分	第1子	第2子	第3子
①生活保護世帯0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯 <small>(市町村民税所得割非課税世帯含む)</small>	4,233円 (50,800円)	1,733円 (20,800円)	0円
③上記区分以外の世帯	5,900円 (70,800円)	2,566円 (30,800円)	0円

※上記区分に関わらず、18歳未満の第3子以降は市単独で保育料を免除(無料化)

国が定めた公私共通の保育料上限額

階層区分	保育料月額 (参考:年額)
①生活保護世帯0円	0円
②市町村民税非課税世帯 <small>(市町村民税所得割非課税世帯含む)</small>	9,100円 (109,200円)
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円 (193,200円)
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円 (246,000円)
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円 (308,400円)



(調整率)

③就園奨励費国庫補助金 補助率1/3 × 約0.65

④預かり保育(のさか幼稚園のみ実施)

- ・利用料 300円/日 5,000円/月 +おやつ代100円/日
- ・市単独で実施(補助なし)
- ・利用者 5人(月平均)

③就園奨励費国庫補助金 “廃止”

④原則「一時預かり事業(幼稚園型)」へ移行

- ・利用料 各市町村が設定 ※国として一律の基準は設けない。
- ・市町村から「一時預かり事業」を受託(国1/3、県1/3)
補助基準額(国基準)・仮単価 400円/日